

区分	種目	基準額	対象者					耐用年数	性能	特記事項						その他	
			内訳	等級又は程度	要件	意見書	年齢要件			施設	入院	介護優先	個人	複数	分割		
介護・訓練支援用具	訓練いす	33,100円	下肢・体幹	1級・2級	-	-	3歳以上 18歳未満	5年	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	-	-	-	○	-	-	-	
	訓練用ベッド	159,200円	難病	-	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等で、この用具が必要であることが、医師により認められた者	○	学齢児以上	8年	特殊寝台、特殊マット、その他の障害者等の身体介護を支援する用具で、障害者が容易に使用し得るもの。	-	-	○	○	○	-	特殊寝台及び特殊マットとの併給不可。	
	簡易浴槽	50,200円	下肢・体幹	1級・2級	-	-	学齢児以上	8年	空気式又は折りたたみ式で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。	-	-	○	-	-	-	-	
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000円	下肢・体幹	-	入浴に介助を必要とする者	-	3歳以上	8年	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	-	-	○	-	-	○	-	
			難病		入浴に介助を必要とする難病患者等で、この用具が必要であることが、医師により認められた者	○											
	便器	16,500円	下肢・体幹	1級・2級	-	-	学齢児以上	8年	手すりのついた腰かけ式のもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	-	-	○	-	-	-	-	紙おむつ(10,500円/月)との併給不可。
			難病	-	常時介護を要する難病患者等で、この用具が必要であることが、医師により認められた者	○											
	頭部保護帽	37,852円	愛の手帳	-	てんかんの発作等により頻りに転倒する者	-	-	3年	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	○	○	-	○	-	-	-	耐用年数内の再給付については、医師の意見書が必要。
			身体障害者手帳		転倒等により頭部を強打する恐れのある者で、この用具が必要であることが、医師により認められた者	○											
	歩行補助つえ (T字つえ)	4,410円	下肢・体幹・内部	-	歩行補助つえの使用により歩行機能を補うことが可能な者	-	-	3年	障害者が容易に使用し得るもの。	○	○	-	○	-	-	-	-
移動・移乗支援用具	60,000円	平衡・下肢・体幹	-	家庭内の移動等において介助を必要とする者	-	3歳以上	8年	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	-	-	○	-	-	○	-	-	
		難病		下肢が不自由な難病患者等で、この用具が必要であることが、医師により認められた者	○												
特殊便器	70,000円	愛の手帳	1度・2度	自力での排便の処理が困難な者	-	学齢児以上	8年	障害者及び介護者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	-	-	-	-	-	-	-	-	紙おむつ(10,500円/月)との併給不可。
		上肢	1級・2級	-	-												
		難病	-	上肢機能に障害のある難病患者等で、この用具が必要であることが、医師により認められた者	○												

区分	種目	基準額	対象者					耐用年数	性能	特記事項						その他	
			内訳	等級又は程度	要件	意見書	年齢要件			施設	入院	介護優先	個人	複数	分割		
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具	100,000円	視覚・上肢	1級・2級	パソコン・タブレット端末の使用により、社会参加が見込まれる者	-	-	6年	パソコン及びタブレット端末の操作等を容易にする周辺機器やパソコン用ソフトで、障害者が容易に使用し得るもの。	-	-	-	-	-	○	-	
	点字器	10,712円	視覚	1級～6級	-	-	-	5年	障害者が容易に使用し得るもの。	○	○	-	○	-	-	-	
	点字タイプライター	63,100円	視覚	1級・2級	就労若しくは就学している、又は就労が見込まれている者	-	-	5年	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	-	-	-	-	-	-	-	
	点字ディスプレイ	289,000円	視覚	1級・2級	-	-	18歳以上	6年	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの。	-	-	-	○	-	-	-	
	時計	触腕式	10,300円	視覚	1級・2級	-	-	18歳以上	10年	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	-	-	-	○	-	-	-
		音声式	13,300円														
	視覚障害者支援用具	本体機器	400,000円	視覚	1級・2級	-	-	学齢児以上	8年	D A I S Y方式により記録された図書の再生機能、文字情報等を読み取り音声に変換して出力する機能又は読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに写し出す機能等を有し、視覚障害者の日常生活に利便をもたらす用具で容易に使用し得るもの。	-	-	-	○	-	○	視覚障害者支援用具(アプリ及びタブレット端末)との併給不可。 携帯用会話補助装置(アプリ及びタブレット端末)の給付を受けている場合は選択不可。
			198,000円		3級～6級												
		アプリ及びタブレット端末	(アプリ) 社会通念上適当と思われる額 (タブレット端末) 50,000円		1級～6級												
	携帯用会話補助装置	本体機器	150,000円	音声言語	-	-	-	学齢児以上	5年	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	-	-	-	○	-	-	携帯用会話補助装置(アプリ及びタブレット端末)との併給不可。 視覚障害者支援用具(アプリ及びタブレット端末)の給付を受けている場合は選択不可。
				肢体	-	音声言語の著しい障害を有する者で、この用具が必要であることが、医師により認められた者	○										
				聴覚	2級～4級	-	-										
アプリ及びタブレット端末		(アプリ) 社会通念上適当と思われる額 (タブレット端末) 50,000円	音声言語	-	-	-	学齢児以上	4年	-	-	-	○	-	-	-	携帯用会話補助装置(本体機器)及び視覚障害者支援用具(本体機器)との併給不可。	
			肢体	-	音声言語の著しい障害を有する者で、この用具が必要であることが、医師により認められた者	○											
			聴覚	2級～4級	-	-											
聴覚障害者用通信装置(ファックス)	30,000円	聴覚・音声言語	-	コミュニケーション、緊急連絡等の手段としての用具が必要と認められる者	-	-	学齢児以上	5年	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの。	-	-	-	-	-	-	-	

区分	種目	基準額	対象者				耐用年数	性能	特記事項						その他		
			内訳	等級又は程度	要件	意見書			年齢要件	施設	入院	介護優先	個人	複数		分割	
情報・意思疎通支援用具	情報受信装置	88,900円	聴覚	-	本装置によりテレビの視聴が可能になる者	-	-	6年	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。	-	-	-	-	-	-	-	
	人工喉頭 (電動式・笛式)	72,203円	音声言語・そしゃく	-	喉頭を全摘出したこと又は将来にわたり喉頭が無機能であることを医師により証明された者	-	-	4年	障害者が容易に使用し得るもの。	○	○	-	○	-	-	-	
	携帯用信号装置	20,200円	聴覚	2級・3級	-	-	-	学齢児以上	6年	送信機による合図を視覚、触覚等により知覚できるもの。	-	-	-	-	-	-	-
			音声言語	3級													
	点字図書	30,000円/年	視覚	-	主に情報の入手を点字により行っている者	-	-	学齢児以上	1年	月刊や週刊等で発行される点字図書を除く。	-	-	-	-	-	○	-
会議用拡聴器	38,200円	聴覚	2級～4級	-	-	-	学齢児以上	6年	障害者が容易に使用し得るもの。	-	-	-	-	-	-	-	
排泄管理支援用具	ストーマ用器具 (消化器系)	8,858円/月	直腸	-	消化器ストーマの造設を行っている者	-	-	継続用具	八王子市重度心身障害者等日常生活用具(継続用具)給付決定事務取扱要領別記1に定めるもの。	○	○	-	○	○	-	-	
	ストーマ用器具 (尿路系)	11,639円/月	ぼうこう	-	尿路ストーマの造設を行っている者	-	-	継続用具	八王子市重度心身障害者等日常生活用具(継続用具)給付決定事務取扱要領別記1に定めるもの。	○	○	-	○	○	-	-	
	紙おむつ	10,500円/月	身体障害者手帳	-	座位、移乗、移動、意思表示、排泄コントロール等が不可能な脳性まひ等脳原性運動機能障害のある者で、この用具が必要であることが、医師により認められた者	○	-	3歳以上 65歳未満	継続用具	紙おむつ、尿取りパッド又はおしりふきで、障害者が容易に使用し得るもの。 「おしりふき」はウェット(濡れ)タイプのふきとり紙で使い捨てとして使用する製品に限り、ティッシュペーパーやトイレトペーパーは対象外。	-	○	-	○	○	-	便器、特殊便器、特殊尿器、収尿器及び紙おむつ(4,000円/月)との併給不可。
			肢体不自由1級かつ愛の手帳1度		座位、移乗、移動、意思表示、排泄コントロール等が不可能な者で、この用具が必要であることが、医師により認められた者												
			身体障害者手帳	-	二分脊椎による排尿機能障害若しくは排便機能障害のある者で、この用具が必要であることが、医師により認められた者												
	紙おむつ	4,000円/月	上肢・下肢・体幹	1級	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	紙おむつ(10,500円/月)との併給不可。
愛の手帳			1度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
収尿器	男性用	31,724円/年	身体障害者手帳	-	ぼうこうに排尿障害があり、排尿コントロールが困難な者で、この用具が必要であることが、医師により認められた者	○	-	1年	尿の逆流防止機能を有し、採尿部と蓄尿部を構成するもの。	○	○	-	○	○	○	-	紙おむつ(10,500円/月)との併給不可。
	女性用	35,020円/年															

区分	種目	基準額	対象者					耐用年数	性能	特記事項						その他	
			内訳	等級又は程度	要件	意見書	年齢要件			施設	入院	介護優先	個人	複数	分割		
居宅生活動作補助用具	小規模改修	200,000円	下肢・体幹	1級～3級	-	-	-	原則1回のみ	障害者の移動等を円滑にする居宅生活動作補助用具で設置に小規模な住宅改修を伴うものうち次に掲げるもの。 手すりの取付け 段差の解消 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 引き戸等への扉の取替え 洋式便器等への便器の取替え その他 から に付帯して必要となる住宅改修	-	-	○	-	-	-	新築又は増築工事において増築家屋に併せて実施する場合は給付対象外。 設置工事のみの場合は原則給付対象外。 性能に規定するのうち、特殊便器への取替えの対象は、上肢機能障害2級以上の者。	
			内部	-	補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	学齢児以上65歳未満											
			難病	-	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等で、この用具等が必要であることが、医師により認められた者	○											
	中規模改修	641,000円	下肢・体幹	1級・2級	-	-	-	原則1回のみ	浴槽・流し台の取替え。 玄関等の床段差解消機の設置。 小規模改修の対象となる居宅生活動作補助用具で、小規模改修の給付を受けてもなお不足するもの。	-	-	-	-	-	-	新築又は増築工事において増築家屋に併せて実施する場合は給付対象外。 設置工事のみの場合は原則給付対象外。 介護保険法に基づく住宅改修費の支給対象者が、介護保険法の住宅改修を行う場合で、その支給を受けてもなお不足する場合、併給を認める。	
			内部	-	補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	学齢児以上65歳未満											
	屋内移動設備	(機器本体及び付属器具) 979,000円	上肢・下肢・体幹	1級	歩行ができない状態の者	-	学齢児以上	原則1回のみ	次に掲げるいずれかの用具。 天井リフト 階段昇降機	-	-	-	-	-	-	-	新築又は増築工事において実施する場合も給付対象。
			内部	-	歩行ができない状態で、補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	-											
		(設置費) 353,000円	上肢・下肢・体幹	1級	歩行ができない状態の者	-	学齢児以上	原則1回のみ	屋内移動設備(機器本体及び付属器具)の設置費。	-	-	-	-	-	-	-	新築又は増築工事において実施する場合も給付対象。
			内部	-	歩行ができない状態で、補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	-											

[備考]

1 この要綱で「独居に準ずる世帯の者」とは、次のいずれかに該当する世帯に属する者をいう。
本人を除く世帯員全員がア～ウのいずれかに該当する者
ア 学齢児以下
イ 75歳以上
ウ 希望する種目の対象者欄に記載されている障害状況と同程度の障害をもつ者
障害者本人が週5日において日中8時間以上単身となる者

2 意見書の欄に「○」が付されている種目については、当該要件を満たすことを「日常生活用具給付に係る意見書」により確認できること。
意見書の欄に「」が付されている種目については、当該要件を満たすことを医師の証明により確認できること。

3 特記事項については、以下に規定するとおり。

- (1) 施設：第4条第2項第2号関係
- (2) 入院：第4条第2項第2号関係
- (3) 介護優先：第4条第6項関係
- (4) 個人：第6条第4項関係
- (5) 複数：第6条第5項関係
- (6) 分割：第6条第6項関係